

議案第35号

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例  
の一部を改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年3月4日提出

湯梨浜町長 宮脇正道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例

湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 <u>の 100 分の 120</u> に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 42 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 120</u>」とあるのは「<u>100 分の 162.5</u>」とする</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額 <u>の 100 分の 120</u> に相当する額に、湯梨浜町職員の給与に関する条例（平成 16 年湯梨浜町条例第 42 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、湯梨浜町職員の給与に関する条例第 21 条第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 167.5</u>」とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(令和 4 年 6 月期における期末手当の額の調整)
- 2 令和 4 年 6 月期における期末手当の額は、改正後の規定により算定される額から、令和 3 年 12 月期に支給した額に 167.5 分の 10 を乗じて得た額を控除した額とする。
- 3 前項の規定は、令和 4 年 6 月に湯梨浜町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例に基づく期末手当を支給される者であって、令和 3 年 12 月に期末手当を支給された者に適用する。